

○国土交通省告示第九百八十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和四年九月十四日

国土交通大臣臨時代理

国 務 大 臣 西村 明宏

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一級河川肱川水系肱川改修工事（柚木堤防）

第3 起業地

1 収用の部分 愛媛県大洲市柚木字尾阪地内

2 使用の部分 愛媛県大洲市柚木字尾阪地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

「一級河川肱川水系肱川改修工事（柚木堤防）」（以下「本件事業」という。）は、愛媛県大洲市柚木字尾阪地内の一級河川肱川水系肱川（以下単に「肱川」という。）左岸の延長216mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画とする河川改修工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川のうち一級河川に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、河川法第9条第1項及び同法施行令（昭和40年政令第14号）第2条第1項第8号の規定に基づき国土交通大臣が行うものであり、起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していることなどの理由から、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

肱川は、その源を愛媛県西予市の鳥坂峠に発し、宇和盆地を北から南東に迂回し、黒瀬川を合流して北西に向きを変え、河辺川、小田川を合わせた後、大洲盆地を出て矢落川を合わせ、大洲市長浜町において伊予灘に注ぐ、幹川流路延長103km、流域面積1,210km²の河川である。

肱川は、その流域に大洲市、砥部町など3市2町を擁する治水上重要な河川であるが、中流部の大洲盆地に河川が集まっていること、流域の大部分を山地が占める割には全体的に河床勾配が緩く、河川によって運搬された土砂が堆積し特に平坦な沖積地を形成していること、大洲盆地から下流は山が両岸から迫り河幅が狭いため、流下能力の低下等の理由で中流部で洪水被害を受けやすい地形特性を有していることから、過去より幾多の洪水による災害が発生している。昭和20年9月の枕崎台風では死傷者152名、家屋の床上・床下浸水が9,915戸、平成7年7月の梅雨前線に伴う豪雨では、家屋の床上・床下浸水が1,195戸の被害が発生したほか、平成30年7月の梅雨前線に伴う豪雨（以下「平成30年7月豪雨」という。）により、死者数4名、家屋の床上・床下浸水が3,022戸の被害が発生し、平成7年及び平成30年から直轄河川激甚災害対策特別緊急事業に採択されている。

肱川の治水対策は、平成15年10月に策定された肱川水系河川整備基本方針に沿って、平成16年5月に肱川水系河川整備計画【中下流圏域】が策定された。その後令和元年12月に変更策定された肱川水系河川整備計画（変更）【中下流圏域】（最終変更令和4年6月）に基づき、平成30年7月豪雨による洪水と同規模の洪水に対応し、基準地点大洲における河道整備流量4,600m³/秒を流下させることを目標として、築堤、護岸の整備等が順次実施されてきたところである。

本件事業は、堤防が未整備で河道が狭小なことから、流下能力が低く浸水被害の危険性が極めて高い状況にある本件区間について、整備計画に基づき築堤を行うことにより流下能力の向上が図られ、洪水による浸水被害の防止が可能となることから流域住民の生命及び財産の保全に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が令和3年2月に、同法等に準じて任意で工事実施に伴う大気質、騒音、振動等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、振動等については法令により定められた基準等を満足するとされており、騒音等については法令により定められた基準等を超える値が見られるものの、防音パネルの設置等により基準等を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講ず

ることとしている。

また、上記の調査によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているヒナインドジョウ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているミナミメダカ及びヒメマルマメタニシ、準絶滅危惧として掲載されているコオイムシ及びアカハライモリその他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が、植物については、環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているカワヂシャ及びミゾコウジュその他この分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種がそれぞれ確認されている。本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない若しくは極めて小さいと予測されている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在していない。なお、工事の実施に当たり遺構等が確認された場合は、起業者は、愛媛県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、堤防が未整備で河道が狭小である本件区間において、新たに堤防を整備する事業であり、その事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の施行方法については、土堤案、申請案である特殊堤（パラペット）案並びに宅地嵩上げ及び特殊堤（重力式擁壁）案の3案による検討が行われており、申請案と他の2案を比較すると、申請案は、土堤案と比べ施工難易度が高く施工期間は中位であるものの、用地取得必要面積及び支障家屋数はともに最も少なく、自然環境に与える影響が最も小さいことに加え、事業費が最も低く抑えられることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、堤防が未整備で河道が狭小なことから、流下能力が低く浸水被害の危険性が極めて高い状況にある本件区間について、流域住民の生命及び財産を保全するため、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、肱川流域の自治体の長等からなる肱川流域総合整備推進協議会から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 愛媛県大洲市役所